

（仮称）第2次札幌市がん対策推進プラン策定のための調査分析・策定支援業務仕様書

この仕様書は、発注者である札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、「（仮称）第2次札幌市がん対策推進プラン策定のための調査分析・策定支援業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「（仮称）第2次札幌市がん対策推進プラン策定のための調査分析・策定支援業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者を經由して委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行なわなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施にあたり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十

分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の本業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 業務処理責任者等

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定めること。
- (2) 業務処理責任者は、契約書、下記Ⅱの3の(2)及び同(3)にて提示したデータ、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。
- (3) 受託者は、委託者から指示があった場合、業務履行期限前においても調査内容、算出データの根拠資料等を提出すること。

7 着手

受託者は契約締結後速やかに業務日程表及び業務処理責任者設置についての通知を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

8 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務の実施にあたって、業務処理責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

9 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

10 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報を他に漏らし、又は目的外に使用してはならない。この契約が終了、又は解除された後においても、同様とし、これに係る賠償責任が発生した場合は受託者負担による。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとすること。

II 業務内容

1 業務名

(仮称) 第2次札幌市がん対策推進プラン策定のための調査分析・策定支援業務

2 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的と内容

令和6年3月に策定を予定している「(仮称) 第2次札幌市がん対策推進プラン (以下「第2次プラン」とする。)」作成のため必要な調査分析及び冊子の作成を含めた策定支援を行う。

(1) 資料の作成

第2次プラン策定に向け「札幌市健康づくり推進協議会」に設置し、10名の委員で構成する「がん対策部会 (以下「部会」とする。)」が開催され、専門的見地から策定

内容についての意見が出される。

部会は、契約期間中に3回開催される予定（7月、10月、12月）。

この部会の各開催時に使用する資料を、調査分析に必要なデータ等を使用し作成し、さらに部会での意見を基に更に各調査結果と分析を行い、第2次プランの作成支援を行うこと。

冊子については現行の札幌市がん対策推進プランと同程度の分量（90～110頁）を見込む。具体的な作成支援業務は以下のとおり。

ア 全体構成案、本編の執筆、編集

イ 指標・目標値の設定

ウ 概要版の素案の企画、執筆、編集

エ パブリックコメント及びキッズコメントの実施補助

第2次プランに係るパブリックコメント及びキッズコメント（以下「パブリックコメント等」という。）について、本市の規定に基づき、以下の業務を行う。

(ア) パブリックコメント等用の資料作成

検討委員会での協議を踏まえ、以下パブリックコメント用の企画、執筆、編集、印刷用データ（モノクロ）の作成を行う（印刷は委託者が実施する）。

a 意見募集の概要

b ご意見記入用紙

c 第2次プラン案（本書）

d 第2次プラン案（概要版）

e その他委託者が必要として指示するもの

(イ) 意見等の概要の整理

提出された意見を施策や取組内容ごとに分類・整理する。

(ウ) 意見等への対応

意見に対する本市の考え方、素案の修正内容及び理由を提案する。

(エ) パブリックコメント等の結果公表資料の作成

パブリックコメント等の結果をまとめた資料を作成する（印刷は委託者が実施する。）

オ 本書及び概要版の表面裏面を含めたレイアウトデザイン、印刷用データ（2色）の作成

パブリックコメント等による意見を踏まえた修正を行い、作成する。校正回数は3回以上とする。なお、作成したテキスト文案及び図表は、委託者と協議し承諾を得たうえ、委託者が指定する媒体により、テキスト文案及び図表はPDFファイル及びWord形式で、図表に用いた元データはjpgファイル、Excelファイル等にて提出すること。

(2) 調査分析の対象公的データ

下記を参照し第2次プランに分析結果を盛り込むこと。

ア 2022(令和4)年国民生活基礎調査

参考URL ※厚生労働省ホームページ。通常、調査翌年7月に公表。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html>

イ 第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32248.html

ウ 国立がん研究センターがん情報サービス

<https://ganjoho.jp/public/index.html>

(3) 調査分析の対象本市データ

下記を参照し第2次プランに分析結果を盛り込むこと。

他、調査分析に必要なデータ等がある場合は、可能な範囲で提供する。

ア 札幌市がん対策推進プラン

<https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/gantaisaku/gantaisaku.html>

イ がん対策アンケート調査（平成27年11月実施）

(ア) 調査票（平成27年度第2回がん対策部会）

<https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/gantaisakubukai/dai2kai.html>

(イ) 結果（平成27年度第3回がん対策部会）

<https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/gantaisakubukai/dai3kai.html>

ウ がん受診率実態調査（令和2年8月実施）

<https://www.city.sapporo.jp/eisei/kenkozukuri/gantaisaku/jittaichousa.html>

エ がんに対する市民意識調査（令和4年9月実施）

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/gan-ishikichosa.html>

※ 集計中

オ 札幌市健康づくり推進協議会がん対策部会

令和5年度中に開催される部会会議録。なお、会議録の作成については別途「(仮称) 令和5年度がん対策部会運営補助業務」にて委託契約を行う予定。

カ 札幌市衛生年報、人口動態調査

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f9sonota/eiseinenpou.html>

4 成果物

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、実施内容等について報告するとともに、委託者より承諾を得ること。

(1) 提出物

ア 報告書：1部提出

本業務にて受託者が実施した作業内容をまとめたものを報告書として提出

イ 報告書及びその他第2次プラン本書、概要版の電子データ：CD-ROM等(PDF形式及び作成時のファイル形式)で提出

ウ 業務完了届：業務完了後直ちに1部提出

(2) 提出期限

令和6年3月31日

(3) 報告書等提出先

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19-3階

札幌市保健福祉局保健所健康企画課

5 留意事項

(1) 本仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び承諾を受けてから実施するものとし、承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費等は受託者が負うこと。

(2) 本業務は定められた契約額で実施するものであり、仕様書に記載はないが効的と認められる事項であっても、本契約額の中で実施すること。

(3) 受託者は、本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を害しないことを保証すること。

また、第三者から成果物に関して権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を

与えたときは、その損害を賠償するものとする。

- (4) 本業務における成果品は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾を得ずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

また、成果品に係る著作権は、全て委託者に属するものとし、委託者が納品後に成果品の加工、引用、公表、出版等を行うことを妨げない。

- (5) 業務完了後6か月間は、本市からの成果品の内容に関する確認等に対応すること。

6 業務担当者

札幌市保健福祉局保健所健康企画課 泊口（とまりぐち）、森

電話：011-622-5151 E-mail：gantaisaku-tantou@city.sapporo.jp